

令和7年度 大平特別支援学校寄宿舎入舎募集要項

1 入舎選考の基本方針

- (1) 本校教育目標の達成をめざし、入舎する児童生徒が寄宿舎生活の中で豊かな人間関係を学び、自主性を育てることを通して生きる力を確かなものにする。
- (2) 舎生の健康、安全管理、緊急時の対応等、児童生徒の実態を総合的に配慮した寄宿舎運営を行うことを基本にし、入舎にあたっては次の方針で選考を行う。
 - ①選考は校長が定める所定の入舎申込書類と面接の結果から総合的に行う。
 - ②選考は入舎志願者が募集定員を超過するか否かにかかわらず行う。
 - ③入舎対象は、原則として本校に在籍または、入学・転入予定の高等部、中学部、小学部高学年（5、6年）の児童生徒とする。ただし、生活根拠地が離島・遠隔地にある者はその限りではない。高等部2次募集者は離島・遠隔地のみとする。
 - ④入舎申込書類提出にあたっては、児童生徒本人の意思確認を丁寧に行うこと。

2 入舎選考基準

- (1) 寄宿舎に入舎を希望する児童生徒の選考にあたっては「寄宿舎との連携協力」を前提とし、「入舎を希望する児童生徒が可能な限り公平に寄宿舎での生活指導が受けられるようにする」、「高等部卒業後の自立及び社会参加をめざす」の観点から次の入舎選考基準及びその優先順位を設ける。
 - ①生活根拠地が離島・遠隔地で通学困難な状況にある者。
 - ②本校寄宿舎の教育目標に則った教育的支援を要する者。
 - ③同学部では高学年及び入舎未経験者を優先する。
- (2) 上記の①～③までに該当する場合であっても、下記の事項に該当する児童生徒については、生活全般での安全・健康管理などの対応等から慎重に検討し、総合的に入舎の可否を判断する。
 - ①継続的な医療・医療的ケア、又は生活規制を必要とする者。
 - ②睡眠障害の著しい者。
 - ③疾病による食事療法、又は与薬管理が著しく困難な者。
 - ④集団生活において、過度な自傷行為又は他の入舎生への他害及び施設に損害を与える者。
 - ⑤危険回避が困難で常時介助等の対応を要する者。
 - ⑥本人が入舎を希望していない者。

3 入舎定員

入舎定員については、以下のとおりとする。

入舎定員は28名とする。（男子17名・女子11名）

4 入舎期間および入舎年数

入舎期間および入舎年数は、原則として毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

5 入舎申込期間

対象者（新学年）	期間
小5、小6、中1（本校小学部からの入学者） 中2、中3、高2、高3	令和6年12月9日（月）～令和7年1月8日（水）
中1（他校からの入学者）	令和7年2月14日（金）～令和7年2月18日（火）
高1	令和7年2月3日（月）、令和7年2月4日（火） ＊高等部入学願書出願期間
高1（高等部学力検査2次募集の受検者） ＊離島・遠隔地に限る。	令和7年3月19日（水）～令和7年3月24日（月） ＊第2次募集出願期間（再出願日を含む）

6 入舎申込書類

- (1) 入舎申込書 (様式1) [保護者記入]
- (2) 生活記録 (様式2) [保護者記入]
- (3) 生活能力調査書 (様式3) [保護者記入]
- (4) 児童生徒調査書 (様式4) [担任記入] *入舎申込書類はすべて本校所定の様式に限る。
*他校から本校に入学及び転入を希望する児童生徒は、本校各部主事、高等部入試係より入舎申込書類を受け取ること。
*児童生徒の年齢は令和7年3月31日現在で記入すること。

7 入舎申込書類受付

対象者 (新学年)	提出方法
小5、小6、中1 (本校小学部からの入学者) 中2、中3、高2、高3	学級担任へ提出する。
中1 (他校からの入学者)	各部主事へ提出する。
高1	入学志願書類と合わせて提出する。
高1 (高等部学力検査2次募集の受検者) *離島・遠隔地に限る。	高等部学力検査2次募集志願書類と合わせて提出する。

8 入舎面接

- (1) 面接は保護者・児童生徒本人同伴で行う。
- (2) 面接日程

対象者 (新学年)	面接日程
小5、小6、中1 (本校小学部からの入学者) 中2、中3、高2、高3	令和7年1月9日(木)～令和7年1月24日(金) 本校が指定する日時に実施する。 日程については、学級担任を通して連絡する。
中1 (他校からの入学者)	令和7年2月20日(木)
高1 (本校中学部からの受検者)	令和7年2月3日(月)～令和7年2月6日(木) 本校が指定する日時に実施する。 日程については、学級担任を通して連絡する。
高1 (他校からの受検者)	令和7年3月4日(火) ※追検査3月10日(月) 高等部入学者学力検査一日目に行う。
高1 (高等部学力検査2次募集の受検者) *離島・遠隔地に限る。	令和7年3月26日(水) 高等部学力検査2次募集面接日に行う。

9 入舎選考

- (1) 入舎選考については入舎選考委員会を組織し、当該委員会での審議に基づいて委員長 (校長) が決定する。
- (2) 入舎選考委員会は、校長、教頭、事務長、主幹教諭、教務主任、各部主事、養護教諭、教育支援係、寮務主任、寄宿舎指導員をもって構成する。
- (3) 入舎選考委員会は、入舎選考に必要な判定資料を作成する。
- (4) 入舎選考の結果は、入舎申込をしたすべての保護者に文書で通知する。
- (5) 入舎面接を受けない者は辞退とする。

10 入舎手続き

- (1) 入舎が決定した児童生徒の保護者は、入舎オリエンテーションに参加すること。(3月末に予定)
- (2) 入舎オリエンテーションにて所定の書類を提出し、入舎手続きを行うこと。(入舎手続きに必要な書類は、入舎選考結果の文書と合わせて郵送する。)

11 備考

寄宿舎に入舎した場合は登下校のスクールバスが利用できない。
(入舎できない場合を想定して、スクールバス利用の申し込みを併せて行うようにお願いします。)